

4. 産学官連携制度

(1) 共同研究

民間等（民間企業、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人等）の研究者が、高専の教員と共通の課題について、対等の立場で共同して研究を行います。

【申込方法等】

「共同研究申請書」に所要事項をご記入の上、担当教員を経由して総務課企画係に提出してください。本校で申請書の内容を審査し、受入れを決定した場合は、「共同研究承諾書」を送付します。その後、双方協議の上、共同研究契約を締結します。本校が指定する銀行口座に研究費を振り込んでいただくと、研究が開始されます。

【税法上の優遇措置】

◆特別試験研究費税額控除制度

企業等が支出した試験研究費の一定割合が、法人税から控除されます。

(2) 受託研究

民間等（民間企業、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人等）から委託を受けて高専の教員が研究を実施し、その成果を委託者に報告を行います。民間等からの研究者の派遣は必要ありません。

【申込方法等】

「受託研究申込書」に所要事項をご記入の上、担当教員を経由して総務課企画係に提出してください。本校で申込書の内容を審査し、受入れを決定した場合は、「受託研究受入決定通知書」を送付します。その後、双方協議の上、受託研究契約を締結します。本校が指定する銀行口座に研究費を振り込んでいただくと、研究が開始されます。

【税法上の優遇措置】

◆特別試験研究費税額控除制度

企業等が支出した試験研究費の一定割合が、法人税から控除されます。

(3) 寄附金

民間等や個人から教育研究の奨励を目的として受け入れる寄附金の制度です。高専の学術研究や教育の充実・発展に大きく寄与しています。

【申込方法等】

「寄附金申込書」に所要事項をご記入の上、総務課企画係に提出してください。本校で申請書の内容を審査し、受入れを決定した場合は、「寄附金受入通知書」を送付しますので、本校が指定する銀行口座へお振込みをお願いします。

【税法上の優遇措置】

①所得税の優遇措置

所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金（所得税法第78条第2項第2号）及び法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金（法人税法第37条第3項第2号）として財務大臣から指定されています。

◆個人の場合

[その年に支出した特定寄附金の額の合計額] — [2千円] = [寄附金控除額]

※特定寄附金の額の合計額は総所得額金額等の40%相当額が限度です。

◆法人等の場合

全額損金算入

②個人住民税の優遇措置

都道府県、市町村の条例で本校が寄附金税額控除の対象とされている場合、所得税の寄附金控除に加えて、住民税の控除が受けられます。詳しくは、お住まいの各市区町村にお問い合わせください。

（４）技術相談

本校には、各学科で教員が教育と研究に携わっており、さまざまな分野で企業からの技術相談に応じる体制を整えております。

企業の現場などで解決を迫られている技術的問題や疑問を解決するために、お手伝いできることも多いと思いますので、お気軽にご相談ください。

【申込方法等】

「技術相談申込書」に、相談内容をできるだけ具体的にご記入の上、総務課企画係へ提出してください。本校で申込書の内容を審査し、受入れを決定した場合は、「技術相談受入決定通知書」を送付します。

なお、お申し込みいただいた相談内容について、お答えできる相談員が本校にいない場合は相談に応じられませんので、ご了承ください。

【経費の負担】

初回の技術相談は無料ですが、2回目（続き）の技術相談から有料（前納）となります。

西九州テクノコンソーシアム会員 及び 共同研究・受託研究を行う場合は無料です。

（５）お問い合わせ先及び申請書提出先

〒857-1193

佐世保市沖新町1-1

佐世保工業高等専門学校 総務課企画係

TEL 0956-34-8415 FAX 0956-34-8409

E-mail : kikaku@sasebo.ac.jp

産学官連携制度



※産学官連携制度に関する詳細は以下のURLよりご確認ください

URL https://www.sasebo.ac.jp/sangakukanrenkei_chiikikouken/sangakukanrenkei/sangaku-renkei